



2006年5月12日

各位

本店所在地 静岡県浜松市細江町中川2036番地の1
会社名 ローランド株式会社
代表者 取締役社長 田中英一
(コード番号: 7944 東証、大証第一部)
問合せ先 総務部長 橋爪 秀明
TEL 053-523-0230 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2006年5月12日開催の取締役会において、2006年6月23日開催予定の第34期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

(1) 変更の理由

1. 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が本年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。

「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第94条、第133条第3項および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)第161条第4項、第162条第4項の規定に従い、株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用するため、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第25条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

上記のほか、定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するとともに、旧商法の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更や字句の修正など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 当会社では、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に関する買収防衛策として、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付行為を行おうとする者に対し、事前に当社取締役会に対して十分な情報を提供することと、当社取締役会がその内容の評価を行う一定の評価期間をおくことを要請する大規模買付ルールを策定いたしました。当該ルールが遵守されない場合は、企業価値及び株主共同の利益を保護することを目的として、対抗措置を講じる可能性があります。なお、当該ルールが遵守された場合、当会社の企業価値を著しく毀損することが明白に認められる場合を除き、大規模買付行為に反対する旨の意見表明や代替案の提示による株主の皆様の説得に留め、対抗措置はとりません。新株予約権の無償割当てその他法令及び当会社定款が認めるもののうち、最も適切と当社取締役会が判断したものを対抗措置とすることに備え、現行定款第5条に定める当会社の発行する株式の総数を5,000万株から6,000万株に増加させるものであります。なお、買収防衛策の内容につきましては、「当社株式の大規模買付行為に関する買収防衛策の導入について」(当社2006年5月12日付プレスリリース)をご参照下さい。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2006年6月23日(金)
定款変更の効力発生日	2006年6月23日(金)

以上

別紙 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、ローランド株式会社と称し、英文では、Roland Corporation と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電子楽器，電子機器およびその付属品の製造，販売ならびに修理</p> <p>(2) 楽器・音響機器用木工品の製造，販売ならびに修理</p> <p>(3) 電気・電子音響機器・映像機器の製造，販売ならびに修理</p> <p>(4) 電子楽器・映像機器用ソフトウェアの製造ならびに販売</p> <p>(5) 音楽に関する図書の出版ならびに販売</p> <p>(6) 家具，木工品の製造ならびに販売</p> <p>(7) コンピューター機器とその周辺機器およびコンピューターソフトウェアの製造ならびに販売</p> <p>(8) 前各号の製品ならびに楽器の輸出入業務、レンタルおよび割賦販売業務</p> <p>(9) 音楽教室の経営</p> <p>(10) 音楽に関する各種情報の収集ならびに提供サービス</p> <p>(11) 音楽に関する研修会，講習会の企画ならびに実施</p> <p>(12) プラスチック成型加工業</p> <p>(13) 倉庫業および梱包業</p> <p>(14) 総合リース業および金銭の貸付業務</p> <p>(15) 損害保険代理業</p> <p>(16) 不動産賃貸業</p> <p>(17) 株式，社債などの有価証券の取得ならびに運用</p> <p>(18) 前各号に関連する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を静岡県浜松市に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>50,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式の数を減ずる。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000,000株とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u> 2 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u> 2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて <u>1 単元の株式の数</u> となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて <u>単元株式数</u> となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u> およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ) および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u> およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか<u>取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 12 条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 <u>前項その他定款に定めのある場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 12 条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は本店の所在地またはこれに隣接する地においても招集することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招 集 者 お よ び 議 長)</p> <p><u>第 13 条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決 議 の 方 法)</p> <p><u>第 14 条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 13 条</u> (現 行 ど お り)</p> <p>(定 時 株 主 総 会 の 基 準 日)</p> <p><u>第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>(招 集 権 者 お よ び 議 長)</p> <p><u>第 15 条</u> (現 行 ど お り)</p> <p>(株 主 総 会 参 考 書 類 等 の イン タ ー ネ ッ ト 開 示 と み な し 提 供)</p> <p><u>第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決 議 の 方 法)</p> <p><u>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 15 条</u> 株主は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 16 条</u> 株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 17 条</u> 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任の方法)</p> <p><u>第 18 条</u> 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 19 条</u> 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第 20 条</u> 当会社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>2 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を<u>選任することができる。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 18 条</u> 株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 19 条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任の方法)</p> <p><u>第 20 条</u> 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者および議長) <u>第 21 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集) <u>第 22 条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議) <u>第 23 条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを<u>行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) <u>第 24 条</u> 取締役会における議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則) <u>第 25 条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬) <u>第 26 条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議において定める。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長) <u>第 23 条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第 24 条</u> (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) <u>第 25 条</u> <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規則) <u>第 26 条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等) <u>第 27 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="336 309 679 338">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="231 385 319 414">(員数)</p> <p data-bbox="225 421 734 450">第27条 当社の監査役は、4名以内とする</p> <p data-bbox="231 497 367 526">(選任方法)</p> <p data-bbox="225 533 783 674">第28条 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p data-bbox="231 757 319 786">(任期)</p> <p data-bbox="225 792 783 972">第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 補欠により選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p data-bbox="231 1093 414 1122">(常勤の監査役)</p> <p data-bbox="225 1128 783 1196">第30条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p data-bbox="231 1240 438 1270">(監査役会の招集)</p> <p data-bbox="225 1276 783 1417">第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="231 1462 443 1491">(監査役会の決議)</p> <p data-bbox="225 1498 783 1603">第32条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p data-bbox="231 1648 467 1677">(監査役会の議事録)</p> <p data-bbox="225 1684 783 1825">第33条 監査役会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p>	<p data-bbox="927 309 1270 338">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="818 385 906 414">(員数)</p> <p data-bbox="812 421 1086 450">第28条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="818 497 957 526">(選任方法)</p> <p data-bbox="812 533 1372 712">第29条 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="818 757 906 786">(任期)</p> <p data-bbox="812 792 1372 1010">第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="818 1093 1002 1122">(常勤の監査役)</p> <p data-bbox="812 1128 1372 1196">第31条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="818 1240 1026 1270">(監査役会の招集)</p> <p data-bbox="812 1276 1086 1305">第32条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="818 1462 906 1491">(削除)</p> <p data-bbox="818 1648 906 1677">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則)</p> <p><u>第 34 条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第 35 条</u> 監査役の報酬は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p><u>第 36 条</u> 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第 37 条</u> <u>利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第 38 条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に、<u>商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配(以下「中間配当金」という)をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第 39 条</u> <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(監査役会規則)</p> <p><u>第 33 条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 34 条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 35 条</u> 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの<u>1 年とする。</u></p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第 36 条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第 37 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第 38 条</u> <u>期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>

以上